

うるま市告示第152号

字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり変更するため、同条第2項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、平成27年11月16日から効力を生ずるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地区画整理事業の施行区域についてするものの効力は、住居表示に関する法律第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成27年10月9日

うるま市長 島袋俊夫

別図 1



0 100 200 300m
1:5000

別図 2

